

別紙

委託者証拠金について

新しい証拠金制度のもとでは、お客様が保有する建玉全体（ポートフォリオ）から生じるリスクに応じて証拠金を計算します。

その証拠金計算を、JCCH は過去の価格変動をもとに SPAN[®]（スパン、契約締結前交付書面「商品先物取引に関する主要な用語」をご覧ください。）に基づいて行います。

お客様が保有する建玉全体を維持するために必要な証拠金の金額として当社が定める金額を「委託者証拠金」といい、「委託者証拠金」は、JCCH が SPAN[®]に基づいて計算した金額「取引証拠金維持額」以上の額で決定されています。

なお、JCCH が定める「取引証拠金維持額」は商品相場の状況等により適時見直しが行われますので、当社が定める「委託者証拠金」も一定の金額ではありません。

$$\text{取引証拠金維持額} = (\text{※1 スキャンリスク額} + \text{※2 商品内スプレッド割増額} + \text{※3 納会月割増額}) - \text{※4 商品間スプレッド割引額}$$

(注意) 当社ではオプション取引の取扱いを行っておりませんので上記の式にオプションに係る計算は入っておりません。また、当社では石油製品（ガソリン、灯油、軽油）のデリバリー（現物受渡し）を行っていないため、その受渡しに係る証拠金の計算は入っておりません。

〈※1 スキャンリスク額〉

SPAN[®]では、翌営業日までに生じる価格変動リスクの予想額を証拠金で担保する必要のあるリスク相当額として証拠金所要額としています。価格変動リスクの予想額は、それぞれのポートフォリオに応じた損益発生シミュレーションを行います。そのシミュレーション計算の結果、最大の損失額が発生するシナリオが選択され、当該損失額が「スキャンリスク額」となります。

〈※2 商品内スプレッド割増額〉

各商品の限月間の価格変動の差により生じるリスクをカバーする値として JCCH が算出する SPAN[®]パラメーターのひとつです。

〈※3 納会月割増額〉

商品先物取引の場合、最終期限（納会日）が近づくとつれて現物の需給要因や流動性の低さによるスクイーズ（玉締め）等により、他の限月と比較して価格変動が大きくなることがあります。このような通常の価格変動とは異なる価格変動リスクとして計算したものが「納会月割増額」です。

〈※4 商品間スプレッド割引額〉

異なる原資産の間の価格変動に一定の相関関係があり、JCCH が、その相関関係に基づき当該原資産の間でのリスク相殺を認めている場合、そのリスク相殺に伴う割引額をいいます。

< 当社の委託者証拠金について >

JCCH が定める取引証拠金維持額を下回らない額で、当社が定めた額を「**基本証拠金**」といいます。また、同一商品・同一※5 商品グループ内に「売り」と「買い」双方の建玉を行った場合、基本証拠金の計算ではスキャンリスク額が 0 となりますが、当社では、片建て分の証拠金額が必要になります。その額を「**両建証拠金**」といいます。

※東京一般大豆の両建証拠金につきましては、証拠金一覧をご覧ください。

〈※5 商品グループ〉

商品グループとは、SPAN で証拠金計算する際の基本的な単位です。現在、商品グループとして複数の商品が存在するものとしては、金グループ（東京金と東京金ミニ）、白金グループ（東京白金と東京白金ミニ）があります。

※商品グループ一覧につきましては、8 頁をご参照ください。

当社が定める「委託者証拠金」は「基本証拠金」と「両建証拠金」を加算した額となります。

$$\text{委託者証拠金} = \text{基本証拠金} + \text{両建証拠金}$$

当社が定める委託者証拠金の計算方法につきましては変更されることが

あります。

なお、新規注文発注時に未約定新規注文と既存建玉を合算した証拠金額（これを「**発注時必要証拠金**」といいます。）がおお客様の取引口座より控除されます。

ただし、連続注文の発注により、取引画面の注文状況メニューにて「監視中」と表示されている新規注文の証拠金額は、発注時必要証拠金に含まれません。

プライス・スキャンレンジとは、過去の原資産価格の日々の変動に基づき、各商品の価格変動リスクをカバーする値として JCCH が算出する SPAN[®]パラメーターのひとつです。別紙（証拠金/手数料一覧）をご覧ください。

（注意）

同一商品・同一限月の売りと買い双方の建玉を行った場合（いわゆる両建）、価格変動リスクは固定または限定されることとなりますが、売りと買い双方の建玉に手数料等がかかるなど経済的合理性に欠ける面もございますので、リスクを十分にご理解いただいた上で、お客様ご自身の判断で行っていただきますようお願いいたします。

当社では、同一商品・同一限月の両建を推奨するものではありません。

金または白金現物の受渡しをご希望される場合および当月限納会日の属する月の 15 日以降も金または白金の建玉を維持されたい場合は、必ず、当月限納会の属する月の 15 日（休日である場合は前営業日。）の 14 : 30 までに買い方であるときは総取引金額の相当額を売り方であるときは倉荷証券（当月末まで保管料を支払済みのもの。）を預託していただきます。

なお、総取引金額の消費税は、納会日の帳入値段によって計算されますので、当社にて仮の消費税相当額〔毎月 10 日（休日である場合は前営業日）の帳入値段を基準とする。〕を計算し、総取引金額に加算した額を預託していただく必要があります。後日、現受された方には総取引金額の消費税が確定いたしましたら、過不足を清算させていただきます。

受入証拠金の総額

お客様が預託した証拠金（預り証拠金）の総額に、値洗損益金通算額および売買差損益金を加減した金額を「受入証拠金の総額」といいます。

受入証拠金の総額	=	預り証拠金額	±	値洗損益金通算額
			±	売買差損益金

(注意) 決済注文成立時に手数料等を差し引きます。

また、当社におきましては値洗益を用いて建玉をすることが可能です。建玉を維持するためには、この「受入証拠金の総額」が「委託者証拠金」を下回らないように、証拠金を預託しておく必要があります。

[建玉を維持するために必要な状態] 受入証拠金の総額 \geq 委託者証拠金

証拠金不足の発生と証拠金の追加預託

(総額の不足額と現金不足額)

総額の不足額

「受入証拠金の総額」が「委託者証拠金」を下回った場合には、証拠金の不足が生じることになります。

このときの不足額を「総額の不足額」といいます。

①委託者証拠金 > ②預り証拠金額 \pm ③値洗損益金通算額 \pm ④売買差損益金

上記の式において、②③④の合計額が①の額を下回った場合、証拠金の不足が発生します。

現金不足額

預り証拠金のうち、充用有価証券等を除いた金銭の額が後述の「現金支払予定額」を下回った場合にも証拠金の不足が生じます。このときの不足額を「現金不足額」といいます。

現金不足額 = 預り証拠金のうち現金 - 現金支払予定額

「現金支払予定額」とは、「現金授受予定額」がマイナスの場合の金額をいい、「現金授受予定額」とは、値洗損益金通算額および売買差損益金を加減した額をいいます。

現金支払予定額	=	現金授受予定額がマイナスの場合の金額
現金授受予定額	=	± 値洗益損金通算額 ± 売買差損益金

証拠金の不足額

証拠金の不足額はこの「総額の不足額」または「現金不足額」のいずれか大きい額となります。

証拠金の不足額	=	「総額の不足額」または「現金不足額」のいずれか大きい額
---------	---	-----------------------------

証拠金は、金銭によって預託する代わりに、一定の有価証券等による代用（充用）をすることができますが（充用有価証券等の種類およびその充用価格については当社 D-station サポートセンターまでお問合わせください。）、「現金不足額」については、必ず現金で預託していただく必要があります。

「D-station サポートセンター」	
電 話	0120-282-094
メー ル	request@hd-station.net
受付時間	平日 8:00～翌5:30
	土日・祝日を除く

なお、証拠金の不足額が「総額の不足額」となる場合であっても、「現金不足額」がある場合には、「現金不足額」に相当する金額については現金で預託していただく必要がありますのでご注意ください。

証拠金不足は、たとえば次のような場合に発生します。

新規注文により建玉を行った場合には、保有する建玉の状況が変化することになるので、建玉を維持するために必要な「委託者証拠金」が増額して、証拠金不足が生じることがあります。その場合には、新規注文の成立後、翌営業日正午までに不足額をご入金ください。

注意：当社の場合は※「注文可能金額」の範囲でしか発注できません。

※「注文可能金額」とは、受入証拠金の総額から発注時必要証拠金、出金・出庫・受渡依頼額の合計を減じた額をいいます。

また、商品相場の変動により建玉の値洗いが悪化して値洗損益金通算額がマイナスとなった場合や建玉の決済により損金が発生した場合には、「受入証拠金の総額」が減少するため、証拠金の不足が生じることがあります。

その他に、商品相場の状況により取引証拠金の見直しが行われた場合にも不足が生じることがあります。

これらの場合に、建玉を決済せずに維持したまま取引を継続する場合には、不足の発生した日の翌営業日正午までに不足額をご入金ください。

不足額が期限までに預託されない場合、不足額が発生した日の翌営業日正午までに当社が指定する金融機関口座にお客様から不足額またはその金額以上のご入金を確認できない場合、建玉を処分いたします。

なお、証拠金の不足が生じた場合であっても、保有する建玉を一部決済し不足額を解消し現金不足が生じていない場合、または全ての建玉を決済し、売買差損金や発生した不足金を清算して取引を終了する場合には、追加の証拠金を預託する必要はありません。

証拠金の預託の方法

取引証拠金等をご入金される場合は、本システムで入金通知を行い、下記の当社指定金融機関口座に必ず電信扱いにてお振込みください。

三井住友銀行日本橋東支店（普）7567017

振込先名：北辰物産株式会社

ホクシンブツサン（カ）

お客様がクイック入金サービスをご利用される際の当社提携先金融機関は、以下のとおりです。クイック入金サービスは、本システムからのみご利用いただけます。

クイック入金サービスをご利用の際は、入金通知の必要はありません。

株式会社三井住友銀行
株式会社みずほ銀
株式会社りそな銀行
株式会社埼玉りそな銀行
住信 SBI ネット銀行株式会社
株式会社ジャパンネット銀行

証拠金の返還の時期および方法（預り証拠金余剰額）

建玉を維持するために使用していない証拠金（「預り証拠金余剰額」）は商品先物取引口座から出金することができます。ただし、「預り証拠金余剰額」が預託した証拠金のうち現金での証拠金預け入れ額を超える場合にはこの限りではありません。

「預り証拠金余剰額」は、「受入証拠金の総額」から「委託者証拠金」および「値洗損益金通算額」（益の場合）を差し引いた金額となります。

$$\begin{aligned} \text{預り証拠金余剰額} &= \text{受入証拠金の総額} \\ &\quad - \text{委託者証拠金} \\ &\quad - \text{値洗損益金通算額（益の場合）} \end{aligned}$$

「預り証拠金余剰額」の出金を希望される場合には、本システムより希望される金額の「出金依頼」を行っていただきます。当日 15:45 までに
出金依頼があった場合は翌営業日に、それ以降の請求は翌々営業日にお客様が口座開設時に登録していただいた指定金融機関口座へ振込みいたします。なお、当社では値洗益の払い出し（出金）は行っておりません。

出金依頼を頂いた後、値洗いの悪化、売買取引、取引証拠金等の増額等により、出金可否判定時刻（出金日 7:15）に預り証拠金余剰額が出金依頼金額を下回った場合、出金依頼は取消させていただきます。

商品グループ一覧

取引所	グループ	構成商品
東商取	金グループ	金標準、金ミニ
	ゴールドスポットグループ	ゴールドスポット
	銀グループ	銀
	白金グループ	白金標準、白金ミニ
	プラチナスポットグループ	プラチナスポット
	パラジウムグループ	パラジウム
	バージガソリングループ	バージガソリン
	バージガソリンスワップグループ	バージガソリンスワップ
	ローリーガソリンスワップグループ	ローリーガソリンスワップ
	バージ灯油グループ	バージ灯油
	プラッツバージ灯油スワップグループ	プラッツバージ灯油スワップ
	プラッツローリー灯油スワップグループ	プラッツローリー灯油スワップ
	プラッツドバイ原油グループ	プラッツドバイ原油原油
	中京ローリーガソリングループ	中京ローリーガソリン
	中京ローリー灯油グループ	中京ローリー灯油
	ゴムグループ	ゴム
	とうもろこしグループ	東京とうもろこし
	一般大豆グループ	東京一般大豆
小豆グループ	東京小豆	

※バージ軽油、プラッツバージ軽油スワップ、プラッツローリー軽油スワップ及び大阪ド
島商品取引所上場銘柄は弊社では取り扱いがございません。